

# まちづくりニュース

平成 26 年 1 月版  
第 12 号

## はじめに

新春の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
本年も本準備組合と本再開発事業に対するご理解とご協力をなにとぞ  
よろしくお願い致します。  
本準備組合も設立して2年が経とうとしています。今年は本再開発の  
都市計画決定を目指して、行政である小金井市や総合コーディネーター  
の(株)佐藤総合計画、事業協力者の清水建設(株)と共に一層スピーディーに  
きめ細かく事業を推進していきたいと思っております。  
引き続き皆さまのご理解とご支援を何卒よろしくお願い致します！



## 1月26日(日)に臨時総会を開催致します！

今月末の、1月26日(日)の午前10時30分より、前原集会施設2階会議室において  
平成25年度第1回臨時総会を開催致します。

本臨時総会では、事業計画素案や都市計画の概要などを報告するとともに、都市計画  
決定・変更に向けて本再開発事業を推進することを決議する予定としています。

権利者の皆様のご参加をお待ちしております！

記

- 日時：1月26日(日)10時30分～11時30分
- 場所：前原集会施設2階会議室



## 再開発に関するQ&A その7

### Q11. 事業協力者はどのようなことをしているの？

- A. 再開発事業において、準備組合や再開発組合を権利者の皆様で運営していくことは、日常生活もあり、さらに扱う問題の専門性も高いことから非常に難しいと言えます。再開発事業に明るく経験豊富な事業協力者をパートナーとすることで、再開発組合(準備組合を含む)の運営を円滑に行うことが可能となります。また、事業費の立替えや転出者の代替地のあっせん等についても協力を得ることが考えられます。

### Q12. 再開発に賛成しない権利者がいて、計画が実現しないことがあるのでは？

- A. 当地区のまちの将来像を考えますと、共同化による土地の有効利用と道路等の公共施設の整備を図ることが必要と考えられています。再開発の実現のためには、権利者の皆さまの合意形成が必要となります。その中で、再開発事業に賛成できないという方がいらっしゃることも考えられますが、皆さま一人一人が積極的にまちづくりを考えていただくよう努力し、理解を得ていくという地道な活動が必要と思われれます。

### Q13. 反対者がいる場合にも、再開発を強制的に行うの？

- A. 再開発は一定の同意率が確保されれば、都市再開発法に則して事業を進めていくことは可能です。ただし、権利者の皆さまが再開発組合を立ち上げ、施行者となって進めてゆくため、皆さまの意向をふまえて再開発事業を進めることが原則となります。



**引き続き加入届の提出をお待ちしております！**

**ご意見、ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください！**

編集・発行：武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合

事務局：小金井市本町1丁目8番1号 日興パレス小金井 201

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合事務所（担当：稲邊、久保、新谷）

電話：042-316-4711 / FAX 042-316-4712

HPアドレス：<http://www9.ocn.ne.jp/~musako2s/>

総合コーディネーター：東京都墨田区横網 2-10-12 AXSビル5階

株式会社佐藤総合計画

電話：03-5611-7251